

# 食品の提供・譲渡に関する合意書(案)

株式会社XXXX(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン(以下「乙」という。)は、乙が行うフードバンク事業のために甲が乙に提供する食品(以下「提供食品」という。)と、その事業における情報の取り扱い等につき、以下のとおり合意する。

## 1. 食品の提供及び品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合し、かつ、提供食品を乙に引渡す時点で賞味期限の残期限が原則2か月以上ある常温保管可能な米(精米、玄米)その他の食品を提供食品として乙に提供するものとする。冷蔵・冷凍品に関してはその都度双方で協議し、双方で合意した場合のみ甲は乙に提供するものとする。

## 2. 提供食品の受取先の範囲

乙は、フードバンク事業を通じ、食品ロス削減及び主に生活に困窮するひとり親世帯への食品支援を目的として、提供食品を活用するものとする。

## 3. 提供食品の品質管理

乙は、提供食品の品質が保持されるよう食品衛生法その他関係する法令等を遵守した上で、適切に取扱うとともに、フードバンク事業における提供食品の受取先に対しても適切に取り扱わせるものとし、当該取り扱いに必要な指導を行うものとする。

## 4. 転売等の禁止

乙は、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

## 5. 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

乙は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを5年間保存するものとする。また、甲が希望する場合、甲に対し、提供食品の提供後の結果について報告をするものとする。

## 6. 責任の所在

(1) 提供食品の品質は、乙への引渡までは、甲において品質を合理的な範囲で保証し、乙への引渡後は、乙の責任において管理する。

(2) 提供食品に食品衛生上の問題が生じ、第三者に損害が発生したときは、甲は、甲に帰責事由ある場合に限り責任を負うものとする。但し、当該問題が引渡し後の原因による場合は、乙又は提供食品の受取先が責任を負うものとする。

## 7. 事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

## 8. 広報活動に関する確約

甲と乙は、甲が乙への支援を前提として事業やイベントの実施又は商品のWEBサイト・商品・パンフレット等の媒体に記載し、又は口頭で第三者に述べるにあたり、下記の事項を遵守するものとする。

- ① 甲と乙が互いの名称及びロゴ、写真を使用する場合には、事前に相手方に相談し許可を得るものとする。
- ② 甲の当該事業・イベント・商品は、乙のビジョンや公序良俗に反する内容のものではないこと。
- ③ 甲はサービスの利用者や顧客、イベント参加者の期待を裏切らないよう、誠意ある事業を展開し、説明責任を果たすこと。

## 9. 反社会的勢力の排除に関する確約

(1) 甲及び乙は、それぞれ相手方に、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)でないこと。
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会勢力ではないこと。
- ③ 反社会勢力に自己の名義を使用させ、この合意書を締結するものでないこと。
- ④ 本契約期間中、自ら又は第三者を利用して、この合意書に関して次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は毀損する行為

(2) 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合にはその相手方は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- ① 前項①又は②の確約に反する申告をした場合
- ② 前項③の確約に反した行為をした場合
- ③ 前項④の確約に反した行為をした場合

(3) 前項によりこの契約が解除された場合、解除された者は解除より生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。

(4) 乙は、提供食品の受取先より、第1項各号の事項についての確約を含む利用規約の同意を得、利用条件として定めるものとする。

## 10. フードバンク事業への食品提供に係る税制上の取扱い

甲は乙の実施するフードバンク事業へ食品を寄付するにあたり、廃棄として簿価および提供に係わる経費を損金算入するか、もしくは乙発行の寄付金証明証記載の評価額を認定 NPO 法人へ寄付として損金算入するか甲自ら選択し、二重に計上しないものとする。

## 11. 本合意内容の変更

本合意内容及び当事者は、本合意当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

## 12. 管轄裁判所

本合意に起因し又は関連する一切の紛争については、被告の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 13. 誠実協議

本合意書に定めのない事項又は本合意書の各条項の解釈に疑義を生じた場合には本合意当事者は信義誠実の原則に従い協議し、これを解決するものとする。

14. 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、以下日付から満1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2024年 月 日

(甲) 所在地  
名称  
代表者名

⑩

(乙) 所在地 東京都大田区西蒲田7-60-1 ソメノビル7階  
名称 特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン  
代表者名 代表理事 小泉 智

⑩